

監理実施機関の要件確認チェックリスト（様式第1号関係）

	項目	根拠	確認方法	確認内容	確認結果	備考
1	人員等	要領第2の2（1）	<p>監理実施機関要件確認申請書（様式第1号）</p> <hr/> <p>事業計画書等事業の実施方法や人員体制が分かる書類</p>	<p>・美容産業の発展に資する取組を実施する機関であること。（事業計画書や担当者の経歴等により確認。）</p> <p>・申請者が想定する育成機関数の規模を踏まえ、本事業における監理に必要な事務が実施可能な人数が確保されていること。特に、育成計画に係る意見通知、外国人美容師の技能等に係る修得状況の評価及び監査については、事業計画書等を通して、実施能力を有する実施者及び実施責任者が明らかにされ、かつ、適切な実施体制が確保されていること。（目安として、事務局長1名・事務員1名・指導員1名計3名を基本として、育成機関30社ごとに1名以上の増員を行う。）</p> <p>・人員構成の内、少なくとも1名は美容室経営の経験のある者、あるいは美容分野の関連団体の勤務経験が3年以上ある者で、少なくとも1名は美容師業務に10年以上従事している者であること。</p> <p>・人員は兼職可とする。（ただし育成機関との兼職は不可。）</p>		
2	財産的基礎	要領第2の2（2）	過去2年分の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（「計算書類等」という。）（設立後間もなく過去2年分の財務諸表を有しない場合は、申請時点で有する財務諸表に加え、法人設立時の貸借対照表等）	<p>① 資産（繰延資産及び営業権を除く）－負債\geq500万円\times事業所数</p> <p>② 自己名義の現金・預金の額\geq150万円＋（60万円\times（事業所数－1））</p> <p>※無料職業紹介事業の許可要件と同じ。</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/var/rev0/0115/7259/muryoukyokayouken.pdf</p>		
3	職業紹介	要領第2の2（3）	無料職業紹介に係る許可又は開始届出受理に係る文書の写し	無料職業紹介事業の許可を取得し、又は届出が受理されていること。		
4	非営利法人	要領第2の2（4）	<p>登記事項証明書（登記簿謄本）</p> <p>定款の写し</p>	営利を目的としない本邦の法人であること。		
5	苦情・相談の窓口	要領第2の2（5）	苦情・相談対応の実施体制・実施方法が記載されている書類	苦情・相談対応窓口が決まっており、休日・夜間等の勤務時間外に行われる相談等に対応できるものであること。		

監理実施機関の要件確認チェックリスト（様式第1号関係）

6	欠格要件	要領第2の2（6） ①ア	監理実施機関要件確認申請書 （様式第1号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の2（6） ①イ	監理実施機関要件確認申請書 （様式第1号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の2（6） ①ウ	監理実施機関要件確認申請書 （様式第1号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の2（6） ②	監理実施機関要件確認申請書 （様式第1号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の2（6） ③	監理実施機関要件確認申請書 （様式第1号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の2（6） ④	監理実施機関要件確認申請書 （様式第1号）	該当無しとされていること。		
7	帰国担保措置	要領第11の2	監理実施機関要件確認申請書 （様式第1号）	3名分の帰国旅費が担保されていること。 （預貯金残高証明書等により確認。）		
8	特定美容活動 継続	要領第12の1（第10 の3）	監理実施機関要件確認申請書 （様式第1号） 監理実施機関からの聞き取り	新たな育成機関の確保に係る措置を講じていること。 育成機関の一覧を公表するウェブサイトが設けられていること。		

※本紙は、東京都において、内閣府、厚生労働省、出入国在留管理庁との協議を踏まえて策定した基準である。

※東京都は、確認結果の判断等に疑義が生じた場合、必要に応じて、要領第15の3の規定に基づき関係府省庁と協議するものとする。

※東京都は、申請人に対し、必要に応じて、本紙記載以外の書面の提出等を求める場合がある。

育成計画の要件確認チェックリスト（様式第2号関係）

1. 育成機関の要件						
項目	根拠	確認方法	確認内容	確認結果	備考	
1-1	事業実施区域に所在	要領第2の3(1)	育成計画認定申請書（様式第2号）	特定美容活動を実施する美容所の所在地が、区域計画に定める事業実施区域内であること。		
1-2	健全かつ安定的な経営状況	要領第2の3(3)	過去3年分の財務諸表等の財務状況が分かる書類 （設立後間もなく過去3年分の財務諸表を有しない場合は、申請時点で有する財務諸表に加え、事業計画書等）	直近の決算が黒字であること、または過去3年間の経営が安定していること。 （設立後間もなく過去3年分の財務諸表を有しない場合は、存在するものに加え、法人設立時の貸借対照表等の情報と合わせて、申請者の事業年度末における債務超過の有無の見込み等から総合的に勘案し、健全かつ安定的な経営が見込まれることが確認できる。） （経営の健全性・安定性については、経営診断報告書や債務返済計画書等により確認。）		
1-3	労働に関する法律の規定及び社会保険に関する規定の遵守	要領第2の3(4)	育成計画認定申請書（様式第2号） 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html	厚生労働省HPの労働基準関係法令違反に係る公表事案に掲載されていないこと。 労働安全衛生法に基づく雇入れ及び作業内容変更時の安全衛生教育の実施や雇入れ時及び定期健康診断を実施していること。 雇用保険・労災保険・健康保険・年金保険の適用事業所であること。		
			労働災害の防止及び安全衛生の管理に係る取組内容に関する書類			
			雇用保険に係る証明書			
			労災保険に係る書類			
			健康保険に係る書類			
年金に係る書類						
1-4	欠格要件	要領第2の3(5)①	育成計画認定申請書（様式第2号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の3(5)②	育成計画認定申請書（様式第2号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の3(5)③	育成計画認定申請書（様式第2号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の3(5)④	育成計画認定申請書（様式第2号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の3(5)⑤	育成計画認定申請書（様式第2号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の3(5)⑥	育成計画認定申請書（様式第2号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の3(5)⑦	育成計画認定申請書（様式第2号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の3(5)⑧	育成計画認定申請書（様式第2号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の3(5)⑨	育成計画認定申請書（様式第2号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の3(5)⑩	育成計画認定申請書（様式第2号）	該当無しとされていること。		
		要領第2の3(5)⑪	育成計画認定申請書（様式第2号）	該当無しとされていること。		

育成計画の要件確認チェックリスト（様式第2号関係）

2. 外国人美容師の要件						
	項目	根拠	確認方法	確認内容	確認結果	備考
2-1	必要な知識及び技能を修得し、成績優秀かつ素行が善良	要領第2の4（1）	卒業見込み証明書 成績証明書等	卒業見込みであること。 成績優秀かつ素行が善良であること。		
2-2	美容に関する知識及び技能を高めようとする意思及び帰国後、日本式の美容に関する技術・文化を世界へ発信する意思	要領第2の4（2）	意思確認書	意思の確認ができること。		
2-3	「日本語能力試験（JLPT）」のN2程度その他これと同等以上の能力を有する	要領第2の4（3）	日本語能力試験（JLPT）にかかる証明書又はJ.TEST実用日本語検定にかかる証明書又は日本語NAT-TESTにかかる証明書又はBJTビジネス日本語能力テストにかかる証明書	日本語能力試験（JLPT）のN2に合格していること又はJ.TEST実用日本語検定A-Cレベル試験600点以上取得していること又は日本語NAT-TEST2級に合格していること又はBJTビジネス日本語能力テスト400点以上取得していること。		
2-4	満18歳以上	要領第2の4（4）	在留カードの写し等	特定美容活動への従事を開始する時点で満18歳以上であること。		
2-5	美容師免許を取得する見込み	要領第2の4（5）	美容師試験の受験申込書又は受験票	美容師国家試験を受験予定であること。		

育成計画の要件確認チェックリスト（様式第2号関係）

	項目	根拠	確認方法	確認内容	確認結果	備考
3-1	育成計画の記載事項	要領第4の2	育成計画	要領第4の2に掲げる事項が全て含まれていること。		
3-2	計画及び施設	要領第4の2(1)	育成計画1 店舗内部の図面・写真	従事する業務に、要領第3の2(1)から(8)までに掲げる業務が含まれていること(同(9)から(18)までに掲げる付随業務等が極端に多いなど、不適切な比重となっていないこと)。 当該美容所の施設設備、人員では実施不可能な内容が育成計画に記載されていないこと。		
3-3	育成期間	要領第4の2(2) 要領第4の5(4)	育成計画1	様式に記載されている育成期間(実践的な美容に関する知識及び技能を修得するための期間)が5年以内であること。		
3-4	住居の確保	要領第4の2(3)	育成計画2 (契約済みの場合は賃貸借契約書)	在留中の住居の確保方法(寮や民間賃貸等)が明らかであること。		
3-5	一時帰国可能な程度の休暇の取得	要領第4の2(4)	育成計画3 労働条件通知書等	一時帰国が可能な程度のもった休暇が取得できること。		
3-6	美容に関する指導を行う者 生活指導を行う者 管理美容師の配置	要領第4の2(5) 要領第2の3(2)	育成計画4 美容師免許の写し 管理美容師であることを証明する書類	・スタイリスト実務経験3年以上であること。 ・企業における人事労務管理の実務経験を有すること。(美容室における従業員の育成・指導でも可。) ・管理美容師資格を有すること。		
3-7	財政的基盤	要領第4の2(6)	過去3年分の財務諸表等の財務状況が分かる書類 (設立後間もなく過去3年分の財務諸表を有しない場合は、申請時点で有する財務諸表に加え、事業計画書等)	※1-2において確認 (育成計画に係る美容所が育成機関とは異なる財産的基盤を有している場合は、当該美容所の財産的基盤の確認を要する。)		
3-8	相談への対応	要領第4の2(7)	育成計画6 育成機関への聞き取り	育成機関及び監理実施機関が設けている苦情・相談窓口がそれぞれ外国人美容師に明示されていること。 勤務時間外に相談対応ができること。		
3-9	経費の確保及び担保措置	要領第4の2(8)	育成計画7 育成機関への聞き取り	・育成機関により外国人美容師の帰国旅費が確保されていること ・監理実施機関により帰国旅費が担保されていること。 (預貯金残高証明書等により確認。)		
3-10	特定美容活動の継続が不可能となった場合の措置	要領第4の2(9)	育成計画8	特定美容活動の継続が不可能となった場合は、速やかに監理実施機関及び外国人美容師に通知するなど、実施する措置が明らかにされていること。		

育成計画の要件確認チェックリスト（様式第2号関係）

3-11	特定美容活動以外の業務を行わせない旨の誓約	要領第4の2(10)	育成計画9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）に規定する「接待」等、特定美容活動以外の業務に従事させないこと。 雇用契約書に記載されている業務範囲・職種が、要領第2の1及び第3に定める「特定美容活動」の範囲内であること。		
			誓約書			
3-12	その他自治体が必要と認める事項	要領第4の2(11)		※必要に応じ確認。		
3-13	育成計画の写しの交付	要領第4の3	育成機関への聞き取り	当該申請に係る外国人美容師に育成計画の写しを交付していること。		
3-14	知識技能の向上	要領第4の5(1)	育成計画1	計画の実施により、実践的な美容に関する知識及び技能の向上が図られることが確実であること。		
3-15	知識及び技能を必要としない業務又は同一の作業の反復	要領第4の5(2)	育成計画1	知識及び技能を必要としない業務又は同一の作業を反復させる業務でないこと。		
3-16	修得状況の評価	要領第4の5(3)	監理実施機関の意見書	実施体制や方法、実施項目等から、監理実施機関において適切に評価を行うことができること。		
3-17	人数	要領第4の5(5)	育成計画認定申請書（様式第2号）	育成人数が一の美容所当たり3人以内となっていること。		
3-18	報酬	要領第4の5(6)	育成計画5	外国人美容師の報酬額が、日本人が特定美容活動と同等の業務に従事する場合に受ける報酬額と同等以上であること。		
			求人票 育成機関への聞き取り			
3-19	保証金等の徴収、違約金を定める契約	要領第4の5(7)	労働条件通知書	監理実施機関、育成機関が保証金の徴収や労働契約の不履行にかかる違約金を定める契約等を締結していないこと。		
			雇用契約書			
			育成機関、監理実施機関への聞き取り			

※本紙は、東京都において、内閣府、厚生労働省、出入国在留管理庁との協議を踏まえて策定した基準である。

※東京都は、確認結果の判断等に疑義が生じた場合、必要に応じて、要領第15の3の規定に基づき関係府省庁と協議するものとする。

※東京都は、申請人に対し、必要に応じて、本紙記載以外の書面の提出等を求める場合がある。

監査のチェックリスト

監査実施年月日：

育成機関名：

当該育成機関に所属する

外国人美容師の名称：

監査実施者：

(備考)

※本事業の適正かつ確実な実施が図られているかという観点から、問題等が確認された際は、事案の詳細や育成機関における今後の対応方針などについて、必要に応じて更なる聞き取り等を実施すること。

1 特定美容活動の実施に関する事（実施要領第8第1項（1））					
	監査事項	確認方法	確認内容	問題等の有無	具体的な取組状況 (特に問題等が生じている場合はその内容)
1-1	育成計画の実施状況	<input type="checkbox"/> 育成状況報告書 (様式第9号) <input type="checkbox"/> 育成機関からの聞き取り <input type="checkbox"/> 業務日誌 <input type="checkbox"/> 業務マニュアル <input type="checkbox"/> 認定育成計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領に定める特定美容活動以外の業務に従事させていないか。 ・知識及び技能の習得に向けて、認定育成計画に記載されたとおりの実施体制の下、同計画に記載されたとおりの業務に従事させているか。 ・他の事業主の下で業務に従事させていないか。 ・外国人美容師が、計画どおりに知識及び技能を習得できているか。 		
1-2	外国人美容師からの苦情・相談等の対応	<input type="checkbox"/> 育成機関からの聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情・相談の有無。あった場合、どのような内容でどのように対応したか。 ・事件・事故の有無。発生した場合、どのような内容でどのように対応したか。 ・健康状態に問題のある外国人美容師はいないか。問題があった場合、どのような内容でどのように対応したか。 		

監査のチェックリスト

2 労働に関係する法律の規定及び社会保険に関する法律の規定の遵守に関すること（実施要領第8第1項（2））					
	監査事項	確認方法	確認内容	問題等の有無	具体的な取組状況 (特に問題等が生じている場合はその内容)
2-1	賃金支払（支払状況、控除・徴収の状況、賃金控除協定の有無）	<input type="checkbox"/> 育成機関からの聞き取り <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 労働条件通知書（雇用契約書） <input type="checkbox"/> 賃金控除に係る労使協定 <input type="checkbox"/> 徴収費用を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・育成機関から外国人美容師に対し、直接、通貨で、その全額を、毎月1回以上、一定期日に支払っているか。 ・労働契約に基づく賃金が適切に支払われているか。 ・賃金の控除については、法令で定められているもの（税金、社会保険料など）、労使協定で定めたもの（宿舍費など）に限定しているか（具体的な使途を明らかにできない「監理費」などは、賃金控除協定を締結していたとしても、控除することはできない） ・報酬額は、最低賃金額以上であり、かつ、特定美容活動と同等の業務に従事する日本人の報酬額と同等以上か。 		
2-2	割増賃金の支払	<input type="checkbox"/> 育成機関からの聞き取り <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 労働時間の客観的記録（タイムカード、出勤簿等） <input type="checkbox"/> 労働条件通知書（雇用契約書）	<ul style="list-style-type: none"> ・法定の労働時間を超えて労働させる場合、法定の率で計算した割増賃金を支払っているか。 ・労働契約に基づく割増賃金を適切に支払っているか。 ※時間外労働に対しては、25%以上 ※深夜業(午後10時～午前5時の労働)に対しては、25%以上 ※休日労働に対しては、35%以上 ※1カ月に60時間を超える時間外労働については、50%以上 (60時間以上の時間外労働の割増賃金の中小企業への適用は2023年4月1日から。) ・営業時間終了後に「自主練習」「勉強会」等と称して、実際には指揮命令下（黙示の命令も含む）で技術の習得を目的とした、無報酬の時間外労働を行わせていないか。 		

監査のチェックリスト

2-3	労働時間、休日及び休暇の状況	<input type="checkbox"/> 育成機関からの聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・所定労働時間は、週40時間、1日8時間以内か。 ・労働契約に基づく労働時間とされているか。 ・労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩を与えているか。 ・少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えているか。 ・労働契約に基づき年次有給休暇は適切に付与しているか。 ・時間外や休日に労働させる場合は、36協定の範囲内としているか。 ・外国人美容師が母国に一時帰国が可能な程度の休暇を与えているか。 		
		<input type="checkbox"/> 賃金台帳			
		<input type="checkbox"/> 労働時間の客観的記録（タイムカード）			
		<input type="checkbox"/> 労働条件通知書（雇用契約書）			
		<input type="checkbox"/> 時間外・休日労働に関する協定書（36協定）			
2-4	安全衛生教育の実施	<input type="checkbox"/> 育成機関からの聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時や業務内容を変更したときには、①業務内容、②機械や機器、薬剤などの取扱方法など、外国人美容師の安全衛生の確保に必要な事項について、外国人美容師が理解できる方法で安全衛生教育を実施しているか。 		
2-5	健康診断の実施	<input type="checkbox"/> 育成機関からの聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時に健康診断を実施しているか。 ・1年に1回定期健康診断を実施しているか。 		
2-6	社会保険の加入状況	<input type="checkbox"/> 育成機関からの聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・その雇用する外国人美容師について、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険に加入しているか。 		
		<input type="checkbox"/> 加入状況が分かる資料（社会保険料納入証明書や資格取得確認通知書等）			
3 その他関係自治体が必要と認めること（実施要領第8第1項（3））					
	監査事項	確認方法	確認内容	問題等の有無	具体的な取組状況（特に問題等が生じている場合はその内容）
3-1	その他、関係自治体が必要と認めること	<input type="checkbox"/> ※必要に応じて確認。	※前回の監査等の指摘に対する改善状況等を必要に応じて確認。		

面接のためのチェックリスト

面接実施年月日：

育成機関名：

外国人美容師名：

面接実施者：

(備考)

※本事業の適正かつ確実な実施が図られているかという観点から、問題等が確認された際は、事案の詳細や外国人美容師の意向などについて、必要に応じて更なる聞き取り等を実施すること。

※育成計画・雇用契約書・直近の面接時のチェックリスト等を用意すること。

1 特定美容活動の実施に関すること（実施要領第8第1項（1））				
	監査事項	確認内容	問題等の有無	具体的な取組状況 (特に問題等が生じている場合はその内容)
1-1	育成計画の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領に定める特定美容活動以外の業務に従事させられていませんか。 ・知識及び技能の習得に向けて、認定育成計画に記載されたとおりの実施体制の下、同計画に記載されたとおりの業務に従事していますか。 ・他の事業主の下で業務に従事させられていませんか。 ・計画どおりに知識及び技能を習得できていますか。 ・住居は計画どおり適切に確保されていますか。 		
1-2	外国人美容師からの苦情・相談等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上、あるいは生活上の不安や不満はありますか。 ・指導員や生活指導員の指導に不満はありませんか。 ・苦情・相談窓口について理解していますか。困ったときには、我々に相談できることを知っていますか。 ・苦情を申し立てたり、相談をしたりしたことがありますか。どのような内容で、どのように対応してくれましたか。 (以下同僚（外国人美容師）がいる場合) ・何か問題を抱えている同僚（外国人美容師）を見聞きしたことはありますか。 		
1-3	文書等（旅券、在留カード、預貯金通帳、印鑑等）の保管	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券、在留カードは誰が保管していますか。自身で持っていますか。 ・預貯金通帳、印鑑等は誰が保管していますか。自身で持っていますか。 (以下同僚（外国人美容師）がいる場合) ・これらをとりあげられている同僚（外国人美容師）を見聞きしたことはありますか。 		
1-4	不適正な方法（外出制限、罰金の徴収等）による外国人美容師の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・外出・外泊などに関し制限はありますか。 ・パソコン、スマホ等の保有・使用に制限はありますか。 ・会社の規則に違反した等の理由で金銭等を徴収されていませんか。 ・その他人権を著しく侵害する行為はありませんか。 (以下同僚（外国人美容師）がいる場合) ・これらの行為を受けている同僚（外国人美容師）を見聞きしたことはありますか。 		

面接のためのチェックリスト

2 労働に関する法律の規定及び社会保険に関する法律の規定の遵守に関すること（実施要領第8第1項（2））				
	監査事項	確認内容	問題等の有無	具体的な取組状況 (特に問題等が生じている場合はその内容)
2-1	賃金支払（支払状況、控除・徴収の状況、賃金控除協定の有無）	<ul style="list-style-type: none"> ・労働契約に基づく賃金が適切に支払われていますか。 ・賃金控除に係る労使協定のとおり控除されていますか。 ・賃金の支払明細書は適切に支給されていますか。 		
2-2	割増賃金の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・労働契約に基づき割増賃金が適切に支払われていますか。 		
2-3	労働時間、休日及び休暇の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・所定労働時間は、週40時間、1日8時間以内ですか。 ・労働契約に基づく適切な労働時間となっていますか。 ・労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩を与えられていますか。 ・少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えられていますか。 ・労働契約に基づき年次有給休暇は適切に付与されていますか。 ・時間外や休日の労働時間は「時間外・休日労働に関する協定」（36協定）等で定められた時間の範囲内ですか。 ・母国に一時帰国が可能な程度の休暇を取得できていますか。 ・営業時間終了後に「自主練習」「勉強会」と称して、実際には指揮命令下（黙示の命令も含む）で技術の習得を目的とした、無報酬の時間外労働をさせられていませんか。またはやって当然と言われたことはありませんか。 		
2-4	安全衛生教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時や業務内容を変更したときに安全衛生教育は受けましたか。 		
2-5	健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時や定期的健康診断を受けていますか。 		
2-6	社会保険	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険又は国民健康保険の被保険者証はお持ちですか。 		
3 その他関係自治体が必要と認めること（実施要領第8第1項（3））				
	監査事項	確認内容	問題等の有無	具体的な取組状況 (特に問題等が生じている場合はその内容)
3-1	その他、関係自治体が必要と認めること	<ul style="list-style-type: none"> ※必要に応じて確認。 		